

令和5年度予算概算決定の概要

令和4年12月
輸出・国際局知的財産課

○令和5年度予算概算決定の概要

事業名	概算決定額 (百万円)	頁
育成者権管理機関支援事業	300	1
植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業	168	2
農業知的財産保護・活用支援事業	61	3
地理的表示保護・活用総合推進事業	111	4
計	639	
(他部署計上の予算)		
アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業	99	5
アジアにおける野菜育種素材の活用・導入支援事業	13	6
アジアにおける植物品種保護制度整備支援事業	39	7

(注) 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある

<対策のポイント>

植物新品種の海外での無断栽培を防止するとともに、植物新品種の開発投資を促進するため、育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国【令和9年度まで】）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国内育成者権管理事業

国内の種苗の増殖や自家増殖の許諾契約、侵害監視活動など、**国内における育成者権の適切な管理を実施**するために必要な経費を支援します。

2. 海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形での活用に向けた**海外品種登録出願**を支援します。

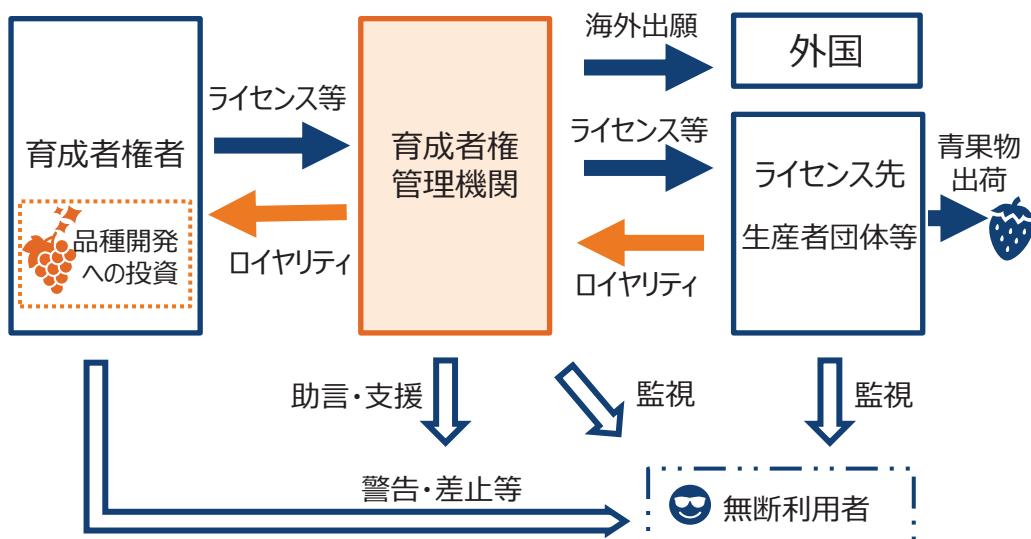
3. 国内外における侵害対応

無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

4. 海外リーガル調査事業

現地の種苗法や民法などの法令制度及びその運用実態や商慣習等の調査、国内農業振興や輸出戦略に資する許諾契約のひな形の作成など、**海外許諾契約のための環境整備**を支援します。

【育成者権管理機関のイメージ】



<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録（育成者権の取得）や侵害対策の高度化に係る経費を支援するとともに、在来種等の保存、東アジア地域における共通の出願審査システムの導入、品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化を支援します。

＜事業目標＞

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 海外における育成者権の取得支援等

育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。

- ① 海外出願
- ② 海外育成者権侵害対策

侵害対策において、防衛的許諾の活用を含め、迅速かつ適切に支援します。

③ 種苗資源の保護

種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）の優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。

④ 種苗流通過程での海外流出防止に向けた調査等

⑤ 東アジア地域における植物新品種保護の推進

東アジア地域において優良な品種の導入・保護を促進するため、共通の出願審査システム（e-PVP Asia）の導入を支援します。

⑥ 品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化

品種登録審査や侵害立証において遺伝子情報等を活用しつつ精度の高い審査技術を実証する取組を支援します。

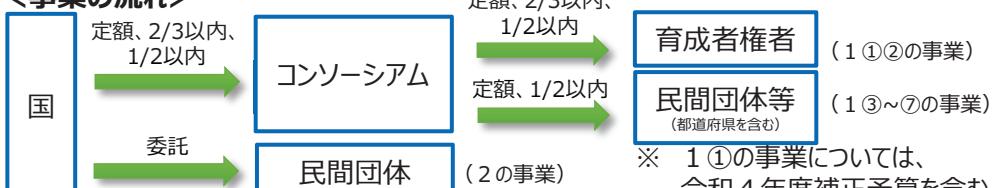
⑦ 流通種子データベースの運用

登録品種から一般品種まで含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援します。

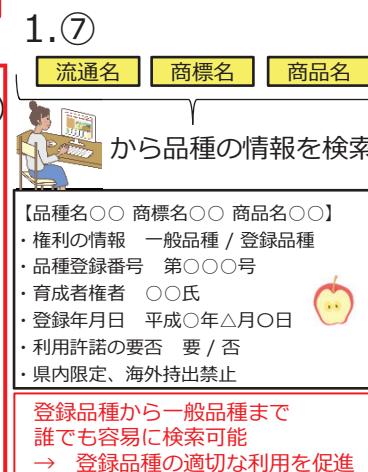
2. 育成者権保護のための環境整備

海外における品種保護に必要となる技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



[お問い合わせ先] 輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6443)

<対策のポイント>

品種開発者やグローバル産地が連携した海外の育成者権の取得に向け、コンソーシアムが海外における知的財産の侵害状況を一元的に監視・把握し、品種開発者の権利行使を支援します。

<事業目標>

海外における権利行使数の増加（200件 [令和10年度まで]）

<事業の内容>

1. 海外における育成者権の取得に向けた情報提供

コンソーシアムが一元的に海外の知的財産権として保護する必要がある優良な植物新品種について、海外の市場規模や侵害リスク情報等を収集し、品種開発者やグローバル産地に提供します。

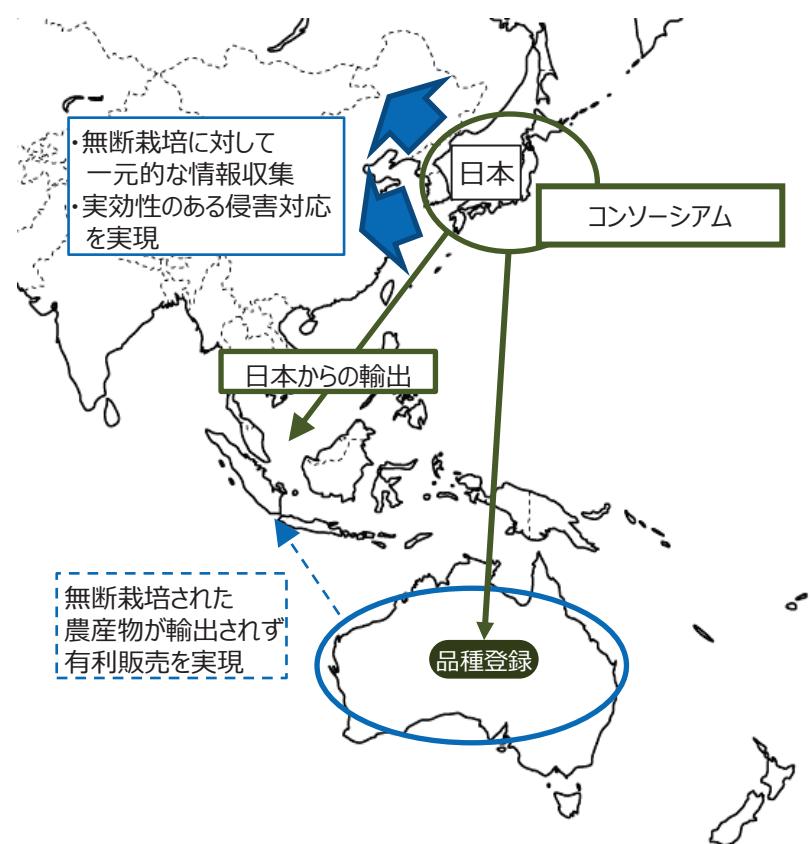
2. 海外における優良品種の侵害対策の強化に向けた情報提供

コンソーシアムが一元的に海外の侵害状況を監視・把握し、品種開発者やグローバル産地に情報提供とともに、効果的な侵害対策を助言します。

3. 農業知的財産に関する相談窓口の設置

コンソーシアムに「知的財産相談窓口」を設置し、一元的に農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた情報を品種開発者やグローバル産地に提供します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



地理的表示保護・活用総合推進事業

【令和5年度予算概算決定額 111（125）百万円】

＜対策のポイント＞

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品、輸出を指向する產品を含め多様な品目のGI登録申請拡大、GI產品の販路拡大等のための取組を支援するとともに、国内外におけるGI侵害事案等に対する対策を強化します。

＜事業目標＞

地理的表示產品の国内登録数の拡大（200產品〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地理的表示活用推進支援事業

① GI申請相談・有望產品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。
また、地場の產品から加工品、輸出を指向する產品まで、多様な品目をGI申請に結びつけるためのきめ細やかなサポートを行います。

② 登録生産者団体支援

登録生産者団体が共同して行う、GI產品の輸出や販路拡大等のための取組を支援します。

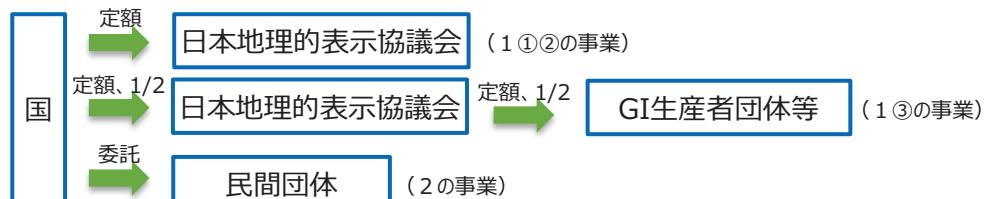
③ 海外でのGI等申請・侵害対策

海外でのGI申請・登録やGI名称の不正使用等への対応を支援します。

2. 地理的表示產品模倣品等対策委託事業

模倣品対策を効率的・効果的に行うため、輸出先国に応じた知財権の確立に向けた提案、国内外におけるGI侵害事案等に対する監視を行うとともに、侵害が発覚した場合の対策などをサポートします。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等

GI申請相談（1 ①）



GI登録

生産者団体への
一體化支援
(1 ②)

GI登録生産者団体支援
・食品企業、観光、料理人等との連携による商品開発・マーケティング支援
・既存ECサイト等と連携したGI產品販促支援 等

国内外でのGI侵害対策を通じた輸出環境等の整備

GI產品の模倣品等の監視（2）

- ・輸出先国に応じた知財権確立に向けたコンサルティング
- ・我が国ECサイト等におけるGI侵害モニタリング
- ・海外におけるGI名称等の不正使用等の監視
- ・冒認商標対策に関するリーガルアドバイス 等

不正使用等への対応

海外でのGI等申請・侵害対策（1 ③）

- 海外でのGI保護のため、
 - ・GI等の海外への申請
 - ・GI等の侵害対策に必要な経費を支援

アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業

【令和5年度予算概算決定額 99（-）百万円】

＜対策のポイント＞

我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を実現するために必要となる、農業・食品産業の海外展開に資する現地の担い手の育成と日本発の食品規格の国際標準化を促進するため、アセアン地域の主要大学等において、学生及び現地民間企業等を対象とした、農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座、食品規格や関連する技術を含めた研修の実施を支援します。

＜事業目標＞

- 6か国以上で、農産物・食品のバリューチェーン関連の学部生・院生を合計100人以上養成 [令和8年度まで]

- 4か国で現地食品事業者等による日本の標準・規格の理解・活用を促すことにより、現地の課題解決に貢献するとともに各国との関係を強化

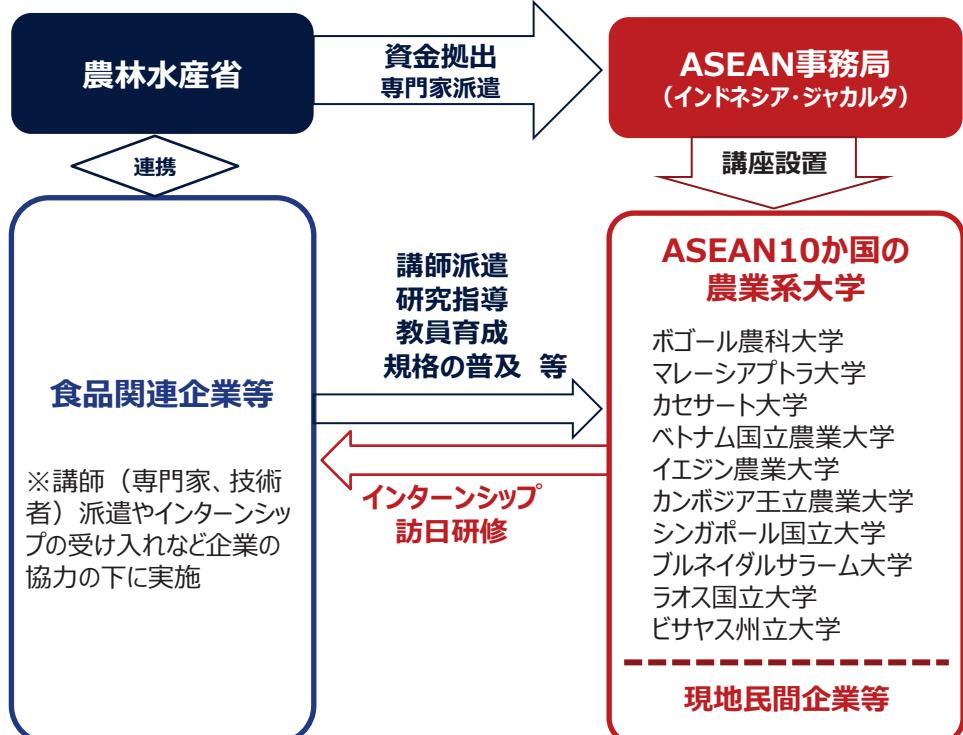
[令和8年度まで]

＜事業の内容＞

アセアン諸国連携大学等での専門講座等の実施

- ① アセアン諸国連携大学に農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座を開講し、日本の民間企業等の協力の下、種苗生産から食品の加工流通、消費に至る分野（種苗、農業、食品加工、流通、外食産業、マーケティング、食文化、農業、金融、環境対策、分析技術、食品安全管理、食品規格等）について、我が国からの農林水産物・食品の輸出拡大に資するよう、現地の担い手の育成につながる実践的な学習、研究活動等を支援します。
- ② 連携大学等において現地民間企業や政府機関等も対象に、食品の機能性成分に係る試験方法規格（JAS）、日本発の食品安全マネジメント規格（JFS）等に関する講義、実習等について、現地での研修をより効果的に行うため、オンラインをつないでの講義や動画を活用した講座を提供します。また、より実践的な有機JAS認証の審査技術等の実習についても実施します。
- ③ アセアン諸国からのニーズに対応し、企業との共同研究やインターンシップを支援、さらに優秀な成績の学生等を日本に招いて研修等を行います。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先] 輸出・国際局新興地域グループ

輸出・国際局知的財産課

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

(03-3502-5913)

(03-6738-6444)

(03-6744-2096)

アジアにおける野菜育種素材の活用・導入支援事業

【令和5年度予算概算決定額 13（15）百万円】

＜対策のポイント＞

世界蔬菜センター（WorldVeg）とアジア諸国の研究機関が共同で行う、同センターが保有する野菜の品種・系統の評価・活用及び途上国における種子の生産技術の向上に関する取組を支援することにより、アジア途上国の農業所得の向上を図るとともに、我が国種苗産業の国際競争力を高めます。

＜事業目標＞

- 耐病性等の特性を持つ育種素材20系統以上が新品種開発に活用 [令和5年度まで]
- 我が国の種苗産業の国際競争力を高め、アジア諸国における事業展開を支援 [令和5年度まで]

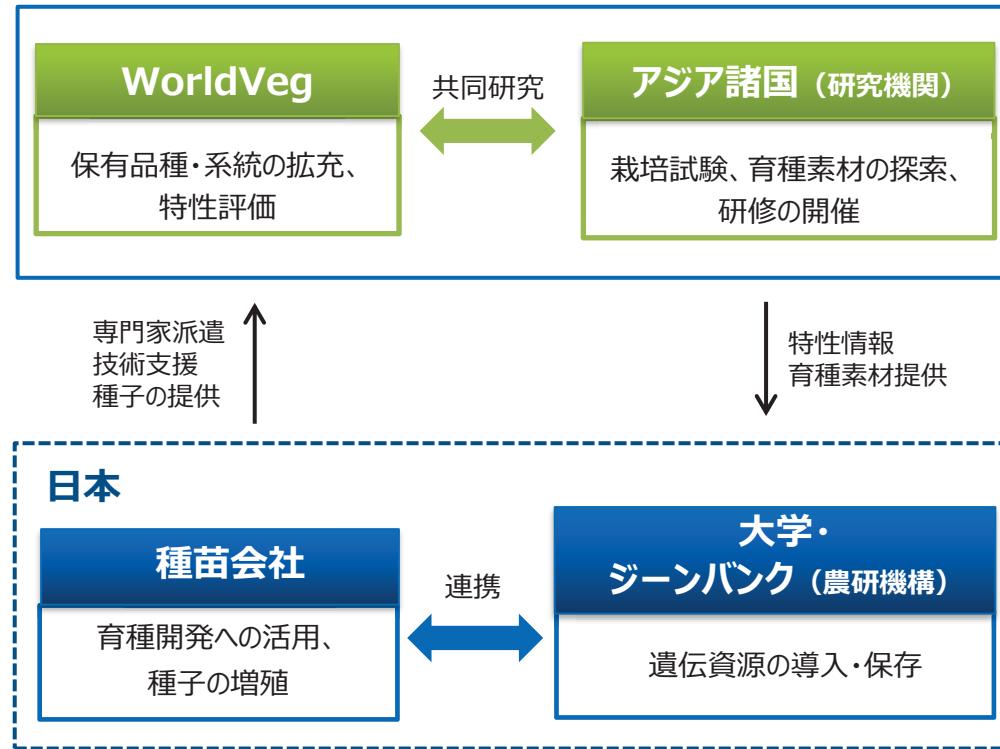
＜事業の内容＞

アジアにおける野菜育種素材の活用・導入支援事業

アジア地域では、食の多様化や深刻化する気候変動に対応した、生産性の高い野菜品種の開発・導入の必要性が高まっています。一方、我が国種苗産業の国際競争力を高めるには、有望な市場であるアジア地域をターゲットとした品種開発・海外展開が重要であり、有望な育種素材をいち早く取得し育種に活用する官民一体の取組が必要です。

このため、世界蔬菜センター（WorldVeg）が各国研究機関と連携し、保有する野菜品種・系統の拡充や、アジア諸国のニーズに合う品種を評価・選択することにより、優良な野菜品種・系統のアジア諸国への導入や、我が国種苗会社における育種素材としての活用を支援します。あわせて、新型コロナウイルス感染症の蔓延を踏まえ、人の移動が困難な非常時においても、現地で適切な種子の生産・検査を継続し、種子の安定供給につながるよう、途上国における種子の生産技術の向上や、アジア途上国の農業所得の向上を図ります。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



アジアにおける植物品種保護制度整備支援事業

【令和5年度予算概算決定額 39（38）百万円】

＜対策のポイント＞

アジア各国の「植物の新品種の保護に関する国際条約」（UPOV条約）に基づいた植物品種保護制度の整備のため、UPOV制度のベネフィットの周知・啓発、法整備支援、地域内の審査協力の取組を支援します。

＜事業目標＞

今後10年間でアセアン加盟国10か国の過半がUPOV加盟 [2027年まで]

＜事業の内容＞

1. UPOV制度のベネフィットの周知・啓発

UPOV条約に即した植物品種保護制度の導入の社会経済的インパクトを把握するとともに、各国のハイレベル等にUPOV制度のベネフィットを周知・啓発します。

2. UPOV条約に即した法整備の支援

UPOV事務局の法令専門家による各国の法令協議、各国担当官向けのワークショップ等を実施します。

3. 地域内における審査の協力

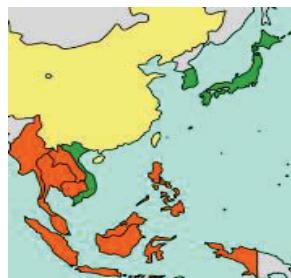
UPOV加盟国間の出願・審査手順の調和のための取組や、審査の地域内協力の枠組みづくりを支援します。

＜事業イメージ＞

アセアン諸国のUPOV加盟

- 国際水準で新品種が保護される環境が整備される
- アセアン各国：品種開発が進み農業が発展する
- 我が国：日本の新品種が海外で保護される

○東アジア各国のUPOV加盟状況（2022年12月）



- UPOV91年条約加盟
- UPOV78年条約加盟
- UPOV非加盟

※ ミャンマー、ブルネイではUPOV条約に即した国内法が整備された。

審査手続の調和・負担軽減

地域内での審査の相互協力、体制強化

法制度・実施体制の整備

UPOV条約に即した法整備の支援

UPOV制度の理解向上

UPOV制度のベネフィットの周知・啓発

＜事業の流れ＞

